

福井市東安居地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は福井市東安居地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所は東安居公民館におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は東安居地区内の住民がすべて健康で文化的で楽しい生活を営むことができるように、地区内の住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るく住みよい豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉に関する調査研究並びに総合的企画。
- (2) 住民の福祉の増進を目的とする各種団体との事業の連絡調整及び活動助成。
- (3) 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本会は東安居地区内居住の全住民、全世帯を以って組織する。

第6条 本会の事業運営のために委員会または部会をおくことができる。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	若干名
事 務 局	若干名
監 事	2 名

第8条 会長、副会長は役員会において選出し、総会において承認する。

- 2 理事は民生児童委員、主任児童委員、福祉委員の代表および福祉活動に理解のある地区住民の中から会長が委嘱する。
- 3 事務局は会長が委嘱する。
- 4 監事は自治会連合会より選出された方ならびに、公民館運営審議会委員長とする。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときこれを代理する。
- 3 庶務・会計は会長の命を受け、庶務及び会計の事務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

第10条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は自治会連合会会長、公民館館長、ならびに地区社協前会長とする。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 代 議 員

第12条 本会に代議員をおく。

- 2 代議員は各自治会長の職にあるものを会長が委嘱する。
- 3 代議員は、社会福祉協議会の各種事業に協力するものとする。

第13条 代議員の任期については、自治会長在任期間中とする。

第6章 福 祉 委 員

第14条 本会に、地域福祉活動をきめ細かに行うため福祉委員をおく。

- 2 福祉委員は、各自治会より推薦された者を会長が委嘱するものとし、任期は2年とする。
- 3 福祉委員は、民生児童委員と協力して各自治会の福祉に関する情報の把握に努めるものとする。
- 4 福祉委員は、地区社会福祉協議会の各種事業に協力するものとする。

第7章 会 議

第15条 会議は総会、臨時総会、役員会とする。

- 2 総会は年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 3 役員会は必要により随時開く。
- 4 会議は会長が招集し、総会の議長は出席した者の中から選任する。
また役員会においては、会長はその議長となる。

第15条 総会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 役員に関する事項
- (5) その他重要事項で会長が必要と認める事項

第16条 役員会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 総会の委任事項及び緊急要望事項
- (3) 事業執行上必要と認める事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

第8章 会 計

第17条 本会の経費は会費、補助金、寄附金、その他の収入をもってあてる。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日より施行する。

この規約は、昭和61年3月16日一部改正、同年同月より実施する。

この規約は、平成6年5月26日一部改正、同年同月より実施する。

この規約は、平成9年4月12日一部改正、同年同月より実施する。

この規約は、平成12年4月15日一部改正、同年同月より実施する。

この規約は、平成20年4月18日一部改正、同年同月より実施する。

この規約は、平成24年4月24日一部改正、同年同月より実施する。

この規約は、平成26年4月18日一部改正、同年同月より実施する。